

さいたま市告示第171号

さいたま市浦和区針ヶ谷1丁目の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査（街区境界調査）を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第21条の2第3項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、一般の閲覧に供する。

令和8年1月30日

さいたま市長 清水勇人

1 地図及び簿冊の名称

街区境界調査図原図及び街区境界調査簿案（針ヶ谷第6地区）

2 閲覧期間

令和8年1月30日から令和8年2月19日まで（20日間）

3 閲覧場所

さいたま市役所9階 都市総務課

4 閲覧の結果、誤り等があると認められる場合は、上記期間内に、当該調査を行ったものに対し、訂正の申し出をすることができる。

5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

6 閲覧は期間中毎日8時30分から17時まで行うことができる。

ただし、閉庁日は直近の閉庁日の15時までに閲覧の予約を行うものとする。

7 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所都市局都市計画部都市総務課政策係

(2) 電話 048(829)1394